

公立高等学校における学校関係者評価の取組状況

岩崎保道

高知大学 人文社会科学系 教育学部門

Situation of Implementation of Measures to Evaluate Public High Schools' Staff

Yasumichi Iwasaki

Kochi University, Humanities and Social Science Cluster, Education Unit

Abstract:

This paper aims to grasp the situation of implementation of school evaluation measures by clarifying the status of the evaluation of public high schools' staff, etc. As for the method, the authors analyzed the results of a questionnaire survey targeted at the Board of Education after introducing previous surveys, etc. regarding the evaluation of school staff.

キーワード:公立高等学校, 教育委員会, 学校関係者評価, アンケート調査

Keyword: Public High School , Board of Education , Implementation of Measures to Evaluate ,
Questionnaire Survey

はじめに

本稿は、公立高等学校における学校関係者評価の実施状況を把握することを目的とする。その方法として、学校関係者評価に関する先行調査等を紹介したうえで、教育委員会に対するアンケート調査結果を示した。また、文部科学省のアンケート調査（2014）との比較検討を行った。

学校関係者評価の目的は「保護者や地域住民などの学校関係者等が、自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進すること」とされている¹⁾。また、学校関係者評価の結果の公表については、「各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果について、それらを踏まえた今後の改善方策と併せて、広く保護者や地域住民等に公表する」と説明されている²⁾。

学校関係者評価に関わる公的なアンケート調査として文部科学省（2014）「学校評価等実施状況調査」があるが、それ以降、同様の調査は実施されていない。学校関係者評価は実施・公表の努力義務が課せられているため、その実施状況を示すことは学校評価の取組み実態を把握するうえで重要である。

調査対象を教育委員会にした理由は、教育委員会が学校の管理等に関わる職務権限を扱う関係上、学校評価の状況を把握していると考えたからだ。

1. 学校関係者評価の先行研究と先行調査

1.1 学校関係者評価に関する先行研究

学校関係者評価の課題や事例研究に関するものとして以下がある。

大脇（2003）は「学校評価において最も大切にすべきことは、学校関係者間における「信頼関係の構築」である。校長・教頭と教員、学校と教育行政、教員と生徒、学校と家庭・地域の信頼関係をいかに育てていくかが、学校経営の基本的かつ長期的な課題である。」と述べた³⁾。

高橋（2011）は、長崎県西海市における学校関係者評価の特徴と効果を分析した。同地区は評価委員の選定にあたり、各校が適任者を市教委に推薦している。特徴的な点は、各校の教頭が評価委員になることである（注1）。これは、「関係者評価を行いながら、同時に自己評価が促される」「学校間の連携を強化できる」など、学校間の結び付きを企図するものである⁴⁾。学校関係者評価の効果として、「学校にとって、学校内部の目からでは気がつかない点（自校の強みと弱み）の指摘や問題点に対する助言を得ることができ、また児童生徒の学校外での様子を評価委員から教えてもらうことができる」「評価委員による意見や指摘は、当該校だけでなく他校での説明や授業参観等を踏まえたものであり、自校のみしかみることのない学校評議員のそれとは性質が異なることが期待される」と分析した⁵⁾。

以上は、学校関係者評価の基本的な機能と具体的な効果を示すものである。特に、「共通理解を深める」「学校間の結び付き（連携）の強化」という効果は、上述した学校関係者評価の目的に合致している。

1.2 学校関係者評価に関する調査

学校関係者評価に関するアンケート調査として、野村総合研究所（2011）がある。同調査結果より分かったこととして、「学校関係者評価を教育活動等の改善や家庭・地域との連携・協力などにつなげている学校と、そうではない学校との間には取組に大きな差がある」などが示された⁶⁾。そのうえで、「目標の共有」

「プロセスの設計」「チームワーク（教職員の協力・協働関係）」の視点が学校関係者評価においても重要」
「学校関係者評価の実施目的と目標別に、評価委員会の構成・進め方等に関わるプロセスを設計するとともに、教職員のチームとしての参画を促すことが重要」と指摘した⁷⁾。

このように事例研究により、いくつかの課題があげられた。特に強調されているのは、教職員が目的意識を共有し協力しながら取組む姿勢であり、それを生かすものが学校評価の制度設計ということである。

2. 教育委員会を対象とした学校関係者に関するアンケート調査結果

2.1 調査目的, 調査方法等

調査目的は、公立高等学校における学校関係者評価の実施状況を明らかにすることにより、学校評価の実態把握のための資料とすることである。調査主体は筆者（岩崎）である。2018年6月に61教育委員会（47都道府県及び14政令指定都市）の公立高等学校担当課に対して封書及びメールにより依頼した（同じ依頼内容）。なお、政令指定都市において、所管する高等学校が1校のみの団体は調査対象外とした。

質問項目は、「学校関係者評価の実施」及び「学校関係者評価の公表」に関するものである。なお、質問項目については文部科学省（2014）「学校評価等実施状況調査」の調査項目を一部引用した。

2.2 調査結果

61教育委員会に調査を依頼したところ、51団体（41都道府県及び10政令指定都市）より回答があった（回答率83.6%）。学校関係者評価の実施については、「義務付けている」（96.1%）が最も高く、「義務付けていない」は2団体だけだった（表1）。学校関係者評価の公表については、「義務付けている」（84.3%）が最も高く、「義務付けていない」は11.8%に止まっている（表2）。

表1 学校関係者評価の実施について n=51

回答	回答数	割合(%)
義務付けている	49	96.1
義務付けていない	2	3.9
特に規定していない	0	0.0
計	51	100.0

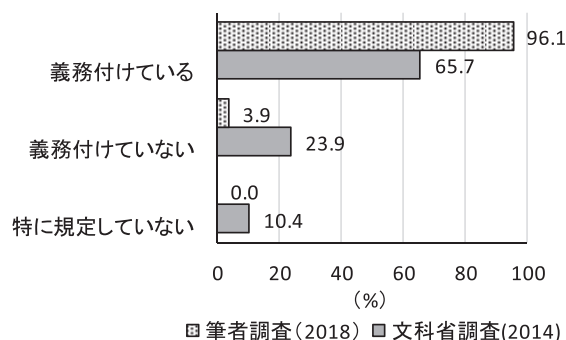
表2 学校関係者評価の公表について n=51

回答	回答数	割合(%)
義務付けている	43	84.3
義務付けていない	6	11.8
特に規定していない	2	3.9
計	51	100.0

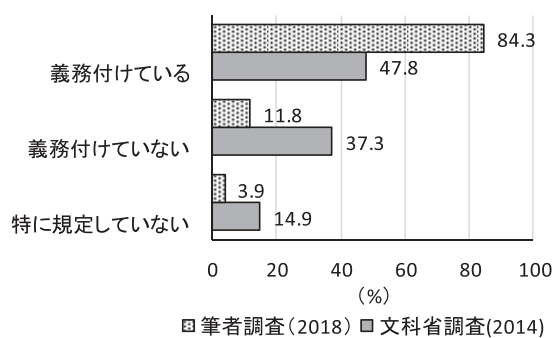
3. 筆者調査（2018）と文科省調査（2014）の比較検討

表1,2について、文部科学省（2014）「学校評価等実施状況調査」と比較した（図1～2）（注2）。

学校関係者評価の実施割合については、「義務付けている」が30.4ポイント増加した（図1）。2014年の「義務付けていない」及び「特に規定していない」から2018年の「義務付けている」に移行したことが要因である。学校関係者評価の公表の割合については、「義務付けている」が36.5ポイントも増加した（図2）。

図1 学校関係者評価の実施について⁸⁾

n=筆者調査 51,文科省調査 67

図2 学校関係者評価の公表について⁹⁾

n=筆者調査 51,文科省調査 67

小括

アンケート調査結果より,学校関係者評価の実施及びその公表について,8割以上の教育委員会が義務付けていることが分かった.文科省調査(2014)と比べると,ともに30ポイント以上も高くなっていた.学校関係者評価の実施及びその公表について,かなり浸透している印象を受ける.

このように,学校関係者評価の取組み自体は相当進んできた.今後の課題として「学校関係者の連携のいかに深めていくか」「学校運営の改善にどう結び付けていくか」が重要になる.すなわち,制度面の充実や質的向上に努めていくことが求められる.そのためには,学校,家庭,地域など学校関係者間の共通理解を深め,連携を強化することにより,学校評価の機能を高めて学校運営の改善に結び付けていく必要がある.

また,制度を検証するため,定期的に学校関係者評価の具体的な効果や問題点などをアンケート調査や事例研究などを通じて分析することも機能改善のために有効だろう.

[引用文献]

¹⁾ 文部科学省(2010)「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」,p.18.

²⁾ 文部科学省,同書,p.22.

³⁾ 大脇康弘(2003)「学校評価の思想と技術の構築」長尾彰夫ほか編『「学校評価を共に創る」学校・教委・大学のコラボレーション』,学事出版,p.40.

⁴⁾ 高橋望(2011)「学校関係者評価:協同的な学校評価システムづくり:長崎県西海市を事例として」『教育制度学研究』,18, pp.127-128.

⁵⁾ 高橋,同書,p.128.

⁶⁾ 野村総合研究所(2011)「学校関係者評価の充実・活用に関する調査研究報告書」,p.35.

⁷⁾ 野村総合研究所,同書,p.35.

⁸⁾ 文部科学省(2014)「学校評価等実施状況調査」,p.51.

⁹⁾ 文部科学省,同書,p.51.

(注1) 同地区は地理的に専門家の招へいが困難であることが背景にある.

(注2) 調査方法が異なるので,比較可能性は高くない.

令和元年(2019)11月11日受理

令和元年(2019)12月31日発行